

## 四街道市議会会議規則の一部を改正する規則

四街道市議会会議規則（昭和56年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第1項中「問題」を「電子表決システム（議員の議席ごとに設置された機器を操作することにより賛成又は反対の表決をすることができる装置をいう。以下同じ。）により、問題」に、「者を起立させ、起立者の」を「者の」に改め、同条第2項中「議長が起立者の」を「前項の場合において、議長が起立者又は挙手者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 電子表決システムにより表決を行うときは、問題を可とする者は賛成ボタンを、問題を否とする者は反対ボタンを押すものとする。この場合において、出席議員が電子表決システムの賛成ボタン又は反対ボタンのいずれも押していないときは、当該議員は電子表決システムの反対ボタンを押したものとみなす。
- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第76条ただし書中「起立の」を「電子表決システムによる」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。